



山形県公報

平成18年9月12日(火)
第1775号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                     |                        |      |
|---------------------|------------------------|------|
| 県議会定例会の招集.....      | (財 政 課) ...            | 1197 |
| 土地改良区の役員の退任の届出..... | ( 置賜総合支庁農村計画課 ) ...    | 1198 |
| 土地改良区の役員の就任の届出..... | ( 同 ) ...              | 同    |
| 道路の区域の変更.....       | ( 村山総合支庁建設総務課 ) ...    | 1199 |
| 県道の供用の開始.....       | ( 同 ) ...              | 同    |
| 同 .....             | ( 同 ) ...              | 同    |
| 道路の位置の指定.....       | ( 村山総合支庁北村山総務建築課 ) ... | 1200 |

### 教育委員会関係

#### 告 示

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 山形県教育委員会9月定例会の招集..... | 同 |
|-----------------------|---|

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                    |      |
|--------------------|------|
| 政治団体の設立.....       | 同    |
| 政治団体の届出事項の異動.....  | 1201 |
| 政治団体の解散.....       | 同    |
| 政治団体の収支報告書の要旨..... | 1202 |
| 同 .....            | 1203 |
| 資金管理団体の指定.....     | 1204 |
| 直接請求に必要な有権者の数..... | 1205 |

### 公 告

|                      |                 |      |
|----------------------|-----------------|------|
| 平成18年度家畜商講習会の実施..... | ( 工コ農業推進課 ) ... | 同    |
| 住民監査請求に係る監査結果.....   | ( 監 査 委 員 ) ... | 1206 |

### 正 誤

## 告 示

山形県告示第857号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成18年9月21日山形市に招集する。

平成18年9月12日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県告示第858号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、野川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成18年9月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所              |
|----------|-----------|------------------|
| 理 事      | 青 木 東 一   | 長井市草岡713番地       |
| 同        | 安 彦 昭     | 同 五十川622番地       |
| 同        | 飯 澤 儀 一   | 同 館町南7番8号        |
| 同        | 長 岡 幸 一 郎 | 西置賜郡飯豊町大字中909番地  |
| 同        | 渡 部 久 雄   | 長井市九野本873番地      |
| 同        | 鈴 木 利 文   | 同 寺泉2759番地       |
| 同        | 菅 野 文 雄   | 同 川原沢1210番地1     |
| 同        | 片 倉 功     | 同 平山1891番地1      |
| 監 事      | 嶋 貫 栄 助   | 西置賜郡飯豊町大字萩生371番地 |
| 同        | 石 塚 虎 雄   | 長井市成田1380番地      |

## 山形県告示第859号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、野川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成18年9月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所            |
|----------|-----------|----------------|
| 理 事      | 青 木 東 一   | 長井市草岡713番地     |
| 同        | 片 倉 功     | 同 平山1891番地1    |
| 同        | 菅 野 文 雄   | 同 川原沢1210番地1   |
| 同        | 佐 々 木 孝 吉 | 同 五十川1505番地    |
| 同        | 平 田 武 弘   | 同 寺泉1325番地     |
| 同        | 佐 藤 政 市   | 西置賜郡飯豊町大字中56番地 |

|    |      |                  |
|----|------|------------------|
| 同  | 鈴木新助 | 長井市泉690番地        |
| 同  | 渡部久雄 | 同 九野本873番地       |
| 監事 | 嶋貫栄助 | 西置賜郡飯豊町大字萩生371番地 |
| 同  | 石塚虎雄 | 長井市成田1380番地      |

## 山形県告示第860号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年9月12日から同月25日まで縦覧に供する。

平成18年9月12日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形羽入線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                       | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延 長        |
|---------------------------|------|------------------------|------------|
| 山形市本屋敷100番1から<br>同 長表7番まで | 旧    | 32.2メートル<br>と<br>32.0  | メートル<br>20 |
| 同 上                       | 新    | 339.2メートル<br>と<br>32.0 | 同 上        |

## 山形県告示第861号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年9月12日から同月25日まで縦覧に供する。

平成18年9月12日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 路線名 山形羽入線
- 2 供用開始の区間 山形市本屋敷100番1から  
同 長表7番まで
- 3 供用開始の期日 平成18年9月12日

## 山形県告示第862号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年9月12日から同月25日まで縦覧に供する。

平成18年9月12日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 路線名 山形羽入線
- 2 供用開始の区間 山形市大字灰塚字高田214番5から  
同 247番4まで
- 3 供用開始の期日 平成18年9月12日

## 山形県告示第863号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成18年9月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私有（村）第268号
- 2 指定の場所 東根市一本木三丁目7521番1
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長32.18メートル
- 4 指定年月日 平成18年9月4日

教育委員会関係

## 告 示

## 山形県教育委員会告示第16号

山形県教育委員会9月定例会を次のとおり招集した。

平成18年9月12日

山形県教育委員会  
委員長 伊 藤 晴 夫

- 1 招集の日時 平成18年9月14日（木）午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題  
(1) 平成18年度山形県教育功労者表彰被表彰者の決定について  
(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について  
(3) 平成19年度公立学校教職員人事異動方針について

選挙管理委員会関係

## 告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第106号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成18年9月12日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

## その他の政治団体

| 政治団体の名称      | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地     | 届出年月日          |
|--------------|--------|----------|----------------|----------------|
| 板垣ちえ子と一緒に歩む会 | 吉田美枝   | 板垣裕一     | 南陽市蒲生田1370の3   | 平成<br>18. 6.27 |
| 石井みどり山形県後援会  | 佐藤博嗣   | 高橋 收     | 山形市十日町二丁目4番35号 | 同<br>7.10      |
| 岸宏一長井市後援会    | 横澤浩次   | 青木一男     | 長井市本町二丁目10-6   | 同<br>7.14      |
| 二戸悦郎政経研究会    | 二戸悦郎   | 庄司栄輔     | 最上郡最上町大字富沢1358 | 同<br>7.26      |
| 村山七郎後援会      | 安達正志   | 近藤武雄     | 西村山郡朝日町大字宮宿803 | 同<br>8.10      |

山形県選挙管理委員会告示第107号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成18年9月12日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

政 党

| 政治団体の名称            | 異動事項      | 内 容     |         | 届出年月日          |
|--------------------|-----------|---------|---------|----------------|
|                    |           | 新       | 旧       |                |
| 自由民主党山形県看護<br>連盟支部 | 代 表 者     | 長 岡 重 代 | 井 上 時 子 | 平成<br>18. 7.10 |
|                    | 会 計 責 任 者 | 長 岡 重 代 | 井 上 時 子 |                |

その他の政治団体

| 政治団体の名称         | 異動事項       | 内 容                   |                      | 届出年月日          |
|-----------------|------------|-----------------------|----------------------|----------------|
|                 |            | 新                     | 旧                    |                |
| 山 形 県 看 護 連 盟   | 代 表 者      | 長 岡 重 代               | 井 上 時 子              | 平成<br>18. 7.10 |
|                 | 会 計 責 任 者  | 長 岡 重 代               | 井 上 時 子              |                |
| 青柳安展（祥雲）後援<br>会 | 代 表 者      | 高 橋 文 夫               | 間 山 忠                | 同<br>7.11      |
|                 | 会 計 責 任 者  | 設 楽 勇 吉               | 押 切 稔                |                |
| 皆でつくろう最上の会      | 政治団体の名称    | 皆でつくろう最上の会            | もがみまち21世紀チャ<br>レンジ会議 | 同<br>7.26      |
|                 | 代 表 者      | 柴 田 重 司               | 奥 山 久 一              |                |
|                 | 会 計 責 任 者  | 庄 司 栄 輔               | 笠 原 東 治              |                |
|                 | 主たる事務所の所在地 | 最上郡最上町大字大堀<br>793 - 1 | 最上郡最上町富澤1346         |                |

山形県選挙管理委員会告示第108号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成18年9月12日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

## その他の政治団体

| 政治団体の名称    | 政治団体でなくなった理由 | 政治団体でなくなった年月日 |
|------------|--------------|---------------|
| 高橋和雄余目後援会  | 解散           | 平成17. 3.28    |
| 後藤祥一後援会    | 解散           | 同 10.31       |
| 大島慶久山形県後援会 | 解散           | 平成18. 6.29    |
| 川口幸次郎後援会   | 解散           | 同 7.31        |

## 山形県選挙管理委員会告示第109号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成17年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成18年9月12日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

（その他の政治団体） 単位：円

| 政治団体の名称                     | 後藤祥一後援会   | 高橋和雄余目後援会 |
|-----------------------------|-----------|-----------|
| 報告年月日                       | 18. 7. 12 | 18. 7. 12 |
| 収入総額                        | 0         | 15,157    |
| 前年繰越額                       | 0         | 15,157    |
| 本年收入額                       | 0         | 0         |
| 支出総額                        | 0         | 15,157    |
| 本年收入の内訳                     |           |           |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数（人）        |           |           |
| 寄附（内訳別掲）                    | 0         | 0         |
| 個人分<br>（うち特定寄附）             |           |           |
| 団体分                         |           |           |
| 政治団体分<br>（寄附のうちあっせんに係るもの）   |           |           |
| 政党匿名寄附                      |           |           |
| 事業収入（内訳別掲）                  |           |           |
| 交付金収入                       |           |           |
| 借入金（内訳別掲）                   |           |           |
| その他の収入（内訳別掲）<br>1件10万円未満のもの |           |           |
| 支出の内訳                       |           |           |
| 経常経費                        | 0         | 0         |
| 人件費                         |           |           |
| 光熱水費                        |           |           |
| 備品・消耗品費                     |           |           |
| 事務所費                        |           |           |
| 政治活動費                       | 0         | 15,157    |
| 組織活動費                       |           |           |
| 選挙関係費                       |           |           |
| 事業費                         | 0         | 0         |
| 機関紙発行事業費                    |           |           |
| 宣伝事業費                       |           |           |
| パーティー事業費                    |           |           |
| その他の事業費                     |           |           |
| 調査研究費                       |           |           |
| 寄附・交付金                      |           |           |
| その他の経費                      |           | 15,157    |
| 資産等の有無                      | 無         | 無         |

山形県選挙管理委員会告示第110号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により提出のあった平成18年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成18年9月12日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

(その他の政治団体) 単位:円

| 政治団体の名称                     | 大島慶久山形県<br>後援会 | 川口幸次郎後援<br>会 |
|-----------------------------|----------------|--------------|
| 報告年月日                       | 18. 7. 10      | 18. 8. 14    |
| 収入総額                        | 0              | 0            |
| 前年繰越額                       | 0              | 0            |
| 本年収入額                       | 0              | 0            |
| 支出総額                        | 0              | 0            |
| 本年収入の内訳                     |                |              |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)        |                |              |
| 寄附(内訳別掲)                    | 0              | 0            |
| 個人分<br>(うち特定寄附)             |                |              |
| 団体分                         |                |              |
| 政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)   |                |              |
| 政党匿名寄附                      |                |              |
| 事業収入(内訳別掲)                  |                |              |
| 交付金収入                       |                |              |
| 借入金(内訳別掲)                   |                |              |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの |                |              |
| 支出の内訳                       |                |              |
| 経常経費                        | 0              | 0            |
| 人件費                         |                |              |
| 光熱水費                        |                |              |
| 備品・消耗品費                     |                |              |
| 事務所費                        |                |              |
| 政治活動費                       | 0              | 0            |
| 組織活動費                       |                |              |
| 選挙関係費                       |                |              |
| 事業費                         | 0              | 0            |
| 機関紙発行事業費                    |                |              |
| 宣伝事業費                       |                |              |
| パーティー事業費                    |                |              |
| その他の事業費                     |                |              |
| 調査研究費                       |                |              |
| 寄附・交付金                      |                |              |
| その他の経費                      |                |              |
| 資産等の有無                      | 無              | 無            |

山形県選挙管理委員会告示第111号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成18年9月12日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷

誠



|        |       |           |                |        |           |
|--------|-------|-----------|----------------|--------|-----------|
| 届出者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地     | 代表者の氏名 | 届出年月日     |
| 二戸悦郎   | 最上町長  | 二戸悦郎政経研究会 | 最上郡最上町大字富沢1358 | 二戸悦郎   | 平成18.7.26 |

## 山形県選挙管理委員会告示第112号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算した数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成18年9月12日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 19,682人

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算した数 230,683人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名         | 3分の1の数  | 選挙区名          | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|--------------|---------|---------------|---------|------|---------|
| 山形市          | 67,819人 | 村山市           | 7,797人  | 西村山郡 | 12,829人 |
| 米沢市          | 24,304人 | 長井市           | 8,342人  | 最上郡  | 13,715人 |
| 鶴岡市・<br>西田川郡 | 29,160人 | 天童市           | 16,917人 | 東置賜郡 | 12,296人 |
| 酒田市          | 26,648人 | 東根市           | 12,337人 | 西置賜郡 | 9,568人  |
| 新庄市          | 10,814人 | 尾花沢市・<br>北村山郡 | 8,224人  | 東田川郡 | 18,371人 |
| 寒河江市         | 11,648人 | 南陽市           | 9,480人  | 飽海郡  | 10,170人 |
| 上山市          | 9,908人  | 東村山郡          | 7,690人  |      |         |

## 公 告

家畜商法(昭和24年法律第208号)第4条の2第1項の規定により、同法第3条第2項第1号の規定による講習会を次のとおり実施する。

平成18年9月12日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 講習会の日時及び場所

- (1) 日時 平成18年10月11日(水)及び12日(木)午前8時30分から午後5時まで  
(2) 場所 新庄市大字鳥越字一本松1076  
山形県農業総合研究センター畜産試験場講堂

## 2 講義内容

- (1) 家畜の取引に関する法令 4時間  
(2) 家畜の品種及び特徴 4時間  
(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

## 3 受講手続

受講申込書を平成18年10月2日(月)までに住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課(県外居住者にあつては、山形市松波二丁目8番1号農林水産部エコ農業推進課畜産室)に提出すること。

なお、受講申込書を提出する際に手数料(3,500円)を当該受講申込書に山形県収入証紙をちょう付して納付すること。

## 4 その他

詳細については、農林水産部エコ農業推進課畜産室(電話023(630)2473)又は住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に問い合わせること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成18年9月12日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 佐 | 藤 | 藤 | 彌 |
| 山形県監査委員 | 田 | 辺 | 省 | 二 |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 | 淳 | 二 |
| 山形県監査委員 | 濱 | 田 | 宗 | 一 |

## 第1 請求の受付

## 1 請求書の提出

平成18年7月14日

## 2 請求人

米沢市中央4-3-17 高橋敬一法律事務所気付

市民オンブズマン山形県会議 代表 佐藤欣哉

山形市東原町二丁目6番3号 佐藤欣哉

山形市城西町五丁目28番1号 遠藤健一郎

山形市城西町三丁目12番7号 舟越範夫

山形市蔵王上野1090番地1 鈴木晴男

## 3 請求の要旨(内容は原文のまま。ただし、業者目録及び山形県課徴金対象物件一覧の抜粋等を行った。)

(1) 別紙業者目録記載の業者(以下「本件業者」という)は、東北地方整備局発注の14,15,16年度の橋梁工事のうち、山形県内に於いて施行した別紙山形県課徴金対象物件一覧記載の工事(以下「本件工事」という)を落札している。

(2) 道路法50条の規定により、国道の管理に要する費用の一部は都道府県が負担することと規定されており、その割合は原則として新設・改築費用については3分の1とされる。

従って、本件工事の経費の3分の1については、本県の費用負担により賄われている。

(3) 本件業者らは、橋梁工事の受注調整を行う組織としてK会またはA会と称する会を設け、各社が営業責任者級の者等を登録し、それぞれ、毎年度末の会合に於いて幹事社を選出し、遅くとも平成14年4月以降、国土交通省が発注する工事について、受注価格の低落防止および安定した利益の確保を図るため、

各社の過去の受注実績等に基づき、K会およびA会の幹事社が割り付けた者または共同企業体を受注すべき者とする

受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は受注予定者が定めた価格で受注できるよう協力する

旨を合意していた。

(4) このいわゆる橋梁談合について、本件業者らは、独占禁止法に違反するとして、

平成17年9月29日、公正取引委員会から排除勧告がなされ、同日、日本道路公団が発注する鋼橋上部工事についても同様に勧告がなされた。

平成17年5月23日、同年6月29日、同年8月15日、独占禁止法に違反する入札談合による取引制限として告発され、起訴もなされた。

平成18年3月27日、別紙課徴金対象物件一覧表の課徴金算定対象金額欄記載の金額を基礎とする課徴金納付命令が発せられた。

(5) 以上より、本件工事につき、遅くとも平成14年度より談合による不法行為が継続して行われていたことは

明らかである。

上記不法行為の結果、県は本件工事の不要負担分について、適正な競争が確保されていれば成立したであろう想定価格と、実際の契約金額との差額の3分の1相当額について過大な負担をさせられて損害を被っている。損害額は費用負担額の1割を下回ることはないと推測される。前記不法行為を行った各業者に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権を有している。

山形県知事が損害賠償請求権の行使をしないことは財産管理を不当に怠るものであるから、地方自治法242条に基づき、監査委員が山形県知事に対し、その行為をするよう勧告することを請求する。

#### 4 受理

本件請求について審査した結果、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の規定に定める必要な要件を具備していると認め、平成18年7月19日付けで受理した。

### 第2 監査の実施

#### 1 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成18年7月31日に、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

陳述には、請求人のうち市民オンブズマン山形県会議の遠藤健一郎及び舟越範夫並びに代理人である高橋敬一が出席した。請求人等は、

鋼橋上部工事等の入札参加業者に対する課徴金納付命令について

平成14,15,16年度東北地方整備局発注の橋梁上部工事課徴金対象物件一覧

を証拠として提出し、証拠資料の説明により、公正取引委員会が平成18年3月24日に課徴金納付命令を行ったことから、請求工事に係る談合による不法行為は明らかと言及し請求の要旨を補足する主張を行った。

#### 2 監査対象事項

請求の要旨及び陳述を踏まえ、本件請求における監査の対象事項を次のとおりとした。

- (1) 請求工事において、県が損害を被っているか。また、知事が請求工事受注業者（以下「業者」という。）への損害賠償請求を行うことについて
- (2) 知事が財産の管理（損害賠償請求権の行使）を怠っている事実があるかどうか

#### 3 監査対象工事

請求工事の7件は平成14,15,16年度に国土交通省東北地方整備局が発注した工事であり、工事は完了後1年を経過したものであるが、本件請求については、財産の管理を怠る事実に係る請求であることから、法第242条第2項の期間制限の適用はないものと解し、請求工事7件すべてを監査対象とした。

#### 4 監査対象部局

請求工事に係る直轄事業費負担金の支出を行った土木部を監査対象部局とした。

##### (1) 書類調査

土木部から平成18年8月8日に関係書類の提出を求め、請求工事に係る直轄事業費負担金の支払手続等について書類調査を行った。

##### (2) 事情聴取

平成18年8月22日に土木部管理課長ほか関係職員に対して事情聴取を行った。

#### 5 関係人調査等

法第199条第8項の規定に基づき、国土交通省東北地方整備局に対し本件請求工事に係る契約状況等について文書による調査を行った。

なお、本件請求工事に係る課徴金納付命令に関して、公正取引委員会に対し行政文書開示請求を行った。

### 第3 監査結果

本件請求については、監査委員の合議により次のとおり決定した。

本件請求には、理由がないものと認める。

以下、監査対象部局の監査、関係人調査、事実関係の確認及び判断について述べる。

#### 1 監査対象部局の監査

##### (1) 書類調査

平成18年8月8日に土木部に対して書類調査を実施したところ、請求工事に係る直轄事業費負担金の支払い手続きはいずれも法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、山形県財務規則（昭和39年県規則第9号）等に基づき行われており、特に問題となる事項はなかった。

##### (2) 事情聴取

平成18年8月22日に土木部管理課長ほか関係職員に対して事情聴取を行ったところ、その主な説明内容は、以下のとおりであった。

ア 負担金の支出について

国が事業を行う場合、関係法令等により直轄事業費負担金を支出している。

なお、監査請求書において国道の管理に要する費用の都道府県負担率を新築、改築事業については原則3分の1としているが、実際の負担率は、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）第3条の規定により補正があり、本県の場合平成14年度から平成16年度に係る後進地域引上率は1.18となっている。この引上率により国の負担率は3分の2.36に引上げられ、県の負担率は3分の0.64と軽減されている。

イ 今後の県の対応について

県としては、国土交通省の違約金及び損害賠償金の請求、納付等の動向について注視するとともに、当該賠償金等について本県の負担割合に応じて精算するよう国に求めていく。

2 関係人調査等

- (1) 請求工事を発注した国土交通省東北地方整備局に対し、平成18年8月22日付け文書により、請求工事に係る契約等の状況について調査したところ、9月1日に回答があった。

内容は、請求書別紙の「山形県課徴金対象物件一覧」記載事項について確認を求めたところ、下記のとおり一部に相違があるとの回答があった。相違している箇所は、

八楸沢川橋上部工工事の落札業者瀧上工業株式会社は、株式会社ハルテックの誤り。

赤湯こ線橋上部工工事及び一般国道7号酒田高架橋上部工工事の最終契約金（税込み）を59,850千円、577,500千円は、それぞれ85,050千円、559,125千円で最終契約を行っている。それ以外については相違ないとの回答を得た。

なお、平成15年6月1日以降に契約した平成15、16年度発注工事については、違約金特約条項に基づき請負金額の10%相当額を違約金として、平成14年度発注工事については、損害賠償請求を検討しており、また、違約金及び損害賠償金が納付されたときは、本県との精算については国土交通省において適切に精算手続きを行うことを検討しているとの回答を得た。

- (2) 公正取引委員会に対し平成18年8月11日付けで行政文書開示請求を行い、監査対象となった課徴金納付命令に関する資料の提出を受け確認したところ、請求工事7件について、請求書別紙の「山形県課徴金対象物件一覧」記載事項については、公正取引委員会が作成した課徴金対象物件一覧に基づいて作成されたものであった。なお、請求人の代理人高橋敬一から請求書添付の一覧等を訂正する旨、平成18年8月10日付けで通知があった。

3 事実関係の確認

監査対象部局の監査及び関係人調査等を行った結果、次の事項を確認した。

- (1) 談合の存在について

公正取引委員会は、国土交通省が発注する請求工事7件を含む鋼橋上部工工事の入札参加業者に対し、談合による不法行為の存在を認め、独占禁止法第3条に違反するとして、平成18年3月24日に課徴金納付命令を行っている。

- (2) 契約当事者について

請求工事7件についての契約当事者は国土交通省であり、不法行為による損害については、国土交通省が違約金特約条項に基づく違約金及び不法行為による損害賠償請求権を行使することを検討している。

- (3) 負担金の支払について

県は、請求工事7件を含む直轄事業費負担金の支払いについて、関係法令等に基づき適正に処理されており、国に直接納付されている。

4 判断

本件請求において請求人は、山形県は談合による不法行為によって損害を受けており、山形県知事は損害賠償請求権の行使を怠っていると主張しているため、確認した事実に基づき、以下このことについて判断する。

- (1) 請求工事において県が損害を被っているか。また、知事が業者への損害賠償請求を行うことについて

ア 請求工事において、県が損害を被っているか

公正取引委員会が請求工事7件の業者に対し不法行為を認め課徴金納付命令を行ったことから、契約当事者である国土交通省は、違約金特約条項に基づく違約金及び不法行為による損害賠償請求権を行使することを検討している。

県は、関係法令等に基づき国に対し請求工事の事業費を基礎として直轄事業費負担金を支出しており、談合による不法行為によって損害が発生した可能性は推認されるところであるが、契約当事者でないことからその事実を確認することは困難である。

イ 知事が業者への損害賠償請求を行うことについて

前述のとおり、国土交通省が違約金等を請求することとしており、県は国に対し業者から違約金等が納付されたときは精算を行うよう求めることから、負担割合に基づいた金額の返還を受けることで、不法行為により生じた損害の補填がなされるものと認められる。

したがって、県が直接業者に対して損害賠償請求を行うことは、現時点ではその必要性は認められない。

(2) 知事が財産の管理（損害賠償請求権の行使）を怠っている事実があるかどうか

本来、法に規定する財産の管理を怠る事実とは、作為義務に反してなすべき行為を怠っている不作為の意味と解されるので、本件請求工事については、前述したとおり国土交通省が違約金等を請求することとしており、県は国に対し本県の負担割合に応じて精算を行うよう求めることから、現時点では法第242条第1項に定める違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実は認められないものである。

よって、請求については理由がないものと判断する。

業 者 目 録（請求書別紙より抜粋作成）

|   | 事業者名          | 本店の所在地               | 代表者名等       |
|---|---------------|----------------------|-------------|
| 1 | 株式会社ハルテック     | 大阪市大正区南恩加島六丁目20番34号  | 代表取締役 會田 正  |
| 2 | 株式会社神戸製鋼所     | 神戸市中央区脇浜町二丁目10番26号   | 代表取締役 犬伏 泰夫 |
| 3 | 株式会社栗本鐵工所     | 大阪市西区北堀江一丁目12番19号    | 代表取締役 横内 誠三 |
| 4 | 住友金属工業株式会社    | 大阪市中央区北浜四丁目 5 番33号   | 代表取締役 友野 宏  |
| 5 | 株式会社巴コーポレーション | 東京都中央区勝どき四丁目 5 番17号  | 代表取締役 菊池 昌利 |
| 6 | 宇部興産機械株式会社    | 山口県宇部市大字小串字沖ノ山1980番地 | 代表取締役 山本 謙  |
| 7 | 日本鉄塔工業株式会社    | 東京都江東区新砂一丁目6番27号     | 代表取締役 有田 陽一 |

注) 請求者代理人から通知（平成18年8月10日付け）があり、請求書添付の「業者目録」のうち、番号1を株式会社ハルテック、大阪市大正区南恩加島六丁目20番34号、代表取締役會田正、と訂正。

山形県課徴金対象物件一覧 (請求書別紙より抜粋作成)

単位：千円

|          | 入札年月日       | 工事名              | 予定価格(税抜)  | 落札価格(税抜)  | 落札業者         | 落札率(%) | 最終契約額(税込) | 課徴金算定対象額(税込) | 課徴金対象受注事業社名  |
|----------|-------------|------------------|-----------|-----------|--------------|--------|-----------|--------------|--------------|
| 1        | 平成14年9月6日   | 八鍬沢川橋上部工工事       | 245,800   | 235,000   | (株)ハルテック     | 95.61  | 246,120   | 246,120      | (株)ハルテック     |
| 2        | 平成14年9月12日  | 本沢第五砂防えん堤工事      | 191,550   | 190,000   | (株)神戸製鋼所     | 99.19  | 180,075   | 180,075      | (株)神戸製鋼所     |
| 3        | 平成15年3月17日  | 川原子こ道橋上部工工事      | 146,050   | 134,000   | (株)栗本鐵工所     | 91.75  | 144,795   | 144,795      | (株)栗本鐵工所     |
| H14年度小計  |             |                  | 583,400   | 559,000   |              | 95.82  | 570,990   | 570,990      |              |
| 4        | 平成15年9月29日  | 三郷堰水管橋上部工製作・架設工事 | 214,330   | 200,000   | 住友金属工業(株)    | 93.31  | 223,125   | 223,125      | 住友金属工業(株)    |
| 5        | 平成15年12月1日  | 中田橋上部工工事         | 111,990   | 107,000   | (株)巴コーポレーション | 95.54  | 111,195   | 111,195      | (株)巴コーポレーション |
| H15年度小計  |             |                  | 326,320   | 307,000   |              | 94.08  | 334,320   | 334,320      |              |
| 6        | 平成16年10月15日 | 赤湯こ線橋上部工工事       | 58,850    | 57,000    | 宇部興産機械(株)    | 96.86  | 不明        | 59,850       | 宇部興産機械(株)    |
| 7        | 平成17年2月16日  | 一般国道7号酒田高架橋上部工工事 | 573,490   | 550,000   | 日本鉄塔工業(株)    | 95.90  | 不明        | 577,500      | 日本鉄塔工業(株)    |
| H16年度小計  |             |                  | 632,340   | 607,000   |              | 95.99  |           | 637,350      |              |
| 合計/平均落札率 |             |                  | 1,542,060 | 1,473,000 |              | 95.52  |           | 1,542,660    |              |

注) 請求者代理人から通知(平成18年8月10日付け)があり、請求書添付の「山形県課徴金対象物件一覧」を下記のとおり訂正。

- 1 番号1(八鍬沢川橋上部工工事)の落札業者、課徴金対象受注事業社名を「(株)ハルテック」と訂正。
- 2 番号6(赤湯こ線橋上部工工事)の最終契約金を「不明」と訂正。
- 3 番号7(一般国道7号酒田高架橋上部工工事)の最終契約金を「不明」と訂正。
- 4 最終契約金額欄の最下段の合計欄を空欄と訂正。

正 誤

|            |        |     |   |          |          |
|------------|--------|-----|---|----------|----------|
| 発行年月日      | 県公報番   | ページ | 行 | 誤        | 正        |
| 平成18. 3.31 | 第1729号 | 581 | 5 | 16. 3. 6 | 18. 3. 6 |